

園芸施設共済損害認定準則

改正 平成15年12月9日 農林水産省告示第1989号

農林水産省告示第548号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の2（同法第132条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第12条第2項の組合等がその行う園芸施設共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会がその行う園芸施設共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を次のように定め、昭和54年4月1日から施行する。

昭和54年3月30日

農林水産大臣 渡辺美智雄

第1 組合等が行う損害の認定

- 1 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）は、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた特定園芸施設（法第84条第1項第7号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）、附帯施設（法第84条第4項第1号の附帯施設をいう。以下同じ。）又は施設内農作物（法第84条第4項第2号の施設内農作物をいう。以下同じ。）が当該組合等の園芸施設共済に付されていること及びその損害が園芸施設共済に係る共済事故によって生じたものであることを現地において確認しなければならない。
- 2 組合等は、前項の規定による確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。
 - 1 特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の損害の割合
 - 2 残存物の価額
 - 3 賠償金等の有無及びその額
 - 4 農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条の27第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係にあつては、同項の特定園芸施設撤去費用の発生の有無及びその額
 - 5 免責事由の有無
- 3 前項第3号の賠償金等の調査は、当該共済事故による損害をてん補することを主たる目的として支払われるすべてのものについて行うものとする。

第2 農業共済組合連合会が行う損害の認定

- 1 農業共済組合連合会は、法第132条第1項において準用する法第98条第2項の規定による通知（以下単に「通知」という。）を受けたときは、組合等が第1第1項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、当該通知に係る特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の数が多くやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 2 農業共済組合連合会は、通知を受けたときは、第1第2項各号に掲げる事項を調査し、同項の損害の額を認定しなければならない。
- 3 第1第3項の規定は、農業共済組合連合会が前項の規定により行う調査について準用する。